

○総務省訓令第 号  
電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令  
電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準 [第1 略] 第2 陸上関係 1 電気通信業務用 [(1)~(15) 略] (16) 携帯無線通信を行う無線局等 [ア~セ 略] <u>ソ 使用周波数の移行計画の進捗状況</u> <u>使用周波数の移行計画（電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に</u> <u>関する省令（平成14年総務省令第110号）第5条第1項第1号又の規定する使用周波数</u> <u>の移行計画をいう。）の進捗状況が、当該使用周波数の移行計画に係る有効利用評価（</u> <u>法第26条の3第1項に規定する有効利用評価をいう。）の結果を勘案して、適切である</u> <u>と認められること（法第27条の20に規定する既設電気通信業務用基地局及び当該既設</u> <u>電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局に限る。）。</u> タ [略] [(17)~(21) 略] [2~4 略] [第3~第5 略]	別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準 [第1 同左] 第2 陸上関係 1 電気通信業務用 [(1)~(15) 同左] (16) 携帯無線通信を行う無線局等 [ア~セ 同左] [新設] ソ [同左] [(17)~(21) 同左] [2~4 同左] [第3~第5 同左]

附 則  
この訓令は、令和 年 月 日から施行する。